

旭川市雪対策基本計画アクションプログラム実施状況報告（令和4年度）意見調書集約結果

番号	施策の展開	取組項目	意見・質問内容	担当課	回答案(市の考え方)
1-1	安定した除排雪体制の確保	(2) 除雪企業への除雪車両の貸与	P3 除雪シーズン中の除雪機械故障発生について、モニタリングはされているか。更新計画に関連して、除雪機械の長期使用に伴う影響が気になる。	雪対策課 土木事業所	除雪企業が所有する除雪車両の故障を全て把握している訳ではありませんが、使用年数を把握し、更新計画検討の参考にしています。
		(3) 近郊の雪堆積場の確保	P3 持続可能な体制を維持するために、ダンプ車の不適格事業者の排除が必要である。	雪対策課 土木事業所	排雪ダンプトラックの減少に対応するため、市街地近郊の雪堆積場の確保を推進するとともに、排雪ダンプトラックの写真提出を仕様書で義務付けるなど、適法な排雪ダンプトラックの確保と運用に努めています。
		(4) 次世代への除雪技術の継承	P3 オペレーター表彰の表彰規定を見直し毎年一定数の対象者を選出した方がよい。	雪対策課 土木事業所	2年続けて対象者がいなかったこともあり、除雪企業などの意見も伺いながら、3ページの「除雪企業における若年層の就職・定着の促進」の「今後必要なこと」に記載のとおり「取組の拡充や更なる取組の推進」に取り組んでいく考えです。
		(2) 除雪出動基準の設定	P6 4地区毎に気象状況や地域特性が違うので徹底した調査検証のもとその時々状況に応じた除雪や排雪の基準を考えるべき。	雪対策課 土木事業所	基本計画に基づき、道路機能や役割のほか、地域特性、周辺施設などを総合的に勘案しながら、個々の道路ごとに除雪水準を設定しています。その時々状況に応じて除雪や排雪の基準を変えることは難しいと考えていますが、状況を踏まえた柔軟な対応に努めていく考えです。
		(3) 除雪管理基準の設定			
		(4) 交差点における雪処理の強化	P7 国・道との連携で渋滞箇所での除排雪作業は出来たか。	雪対策課 土木事業所	7ページの「幹線道路における交差点付近の幅員確保」に記載のとおり、国・道・市の連携協定に基づき、冬期渋滞箇所の交差点6箇所について除排雪作業の連携強化の取組を実施しています。

番号	施策の展開	取組項目	意見・質問内容	担当課	回答案(市の考え方)	
1-2	効率的かつ効果的な 車道除雪の推進	(5) 除雪作業の管理 強化による作業精度 の向上		GNSSにより作業の実態を把握し適正な作 業歩掛りの見直しを行うべき。	雪対策課 土木事業所	令和4年度に全地区の除雪車両にGNSS機 能を有するスマートフォンを搭載したため、 今後、作業データを参考に、作業効率など を検証していく考えです。
			P7	GNSSスマートフォンのシステム内容を教示願 う。 今後のカスタマイズはどのような機能を想定し ているのか。	雪対策課 土木事業所	除雪車両運行システムは、除雪作業の進捗 や経路、時間などを把握し、日報などの報 告書を自動作成するメインシステムのほ か、苦情要望管理機能や気象状況管理機 能、市民公開サイトなどを備えています。 今年度は、業務形態や積算方法の変更、作 業図の自動作成、災害対応リストの機能を 加える予定ですが、今後もサービスを利用 する市民や除雪企業、当局担当職員の意 見、国や他都市の取組などを参考に、必要 に応じてカスタマイズを行っていく考えで す。
		(7) 除雪業務評価制 度の充実	P7	オペレーター・ドライバー表彰を受けた事業者にも インセンティブを与える。	雪対策課 土木事業所	除雪企業については、6ページの「除雪業務 評価制度」に記載のとおり、「企業表彰の導 入」に向けて取り組んでいます。4統合地 区の業務体制の変更に伴い、企業表彰の 方法を検討する必要があります。
1-3	歩道・通学路の安全 確保	(2) 歩道除雪におけ る出勤基準と管理基 準の設定	P9	担い手確保など厳しい状況であるため調査 検証により歩行者数の実態を把握し郊外や 市街(通学路と一般生活道路の比較等)の 歩道除雪の出勤基準を見直すべき。	雪対策課 土木事業所	8ページの「歩道除雪路線の見直し」に記載 のとおり、地域や除雪企業の意見を参考に 「道路環境の変化に合わせた歩道除雪路 線の修正」を行っているほか、令和4年度か ら歩道除雪のあり方や除雪手法について検 討を行っているところです。
1-4	凍結路面对策	(3) 防滑材の散布	P11	防滑剤散布の効率化についてICT活用を何か 考えているか。	雪対策課 土木事業所	現時点では、防滑剤散布の効率化の検討 には至っていませんが、本市ではICTなどデ ジタル技術を活用した除雪DXを推進するこ としており、国や他都市の取組を参考に 費用対効果を踏まえながら、取組の検討を 進めていきたいと考えています。

番号	施策の展開	取組項目	意見・質問内容		担当課	回答案(市の考え方)
1-5	雪処理施設の確保	(4) 流雪溝・消流雪用水導入事業の推進	P14	旭川は大小河川の多い街でもあるので消流雪事業の河川(基北川など)の拡充を検討してはどうか。	雪対策課 土木事業所	13ページの「流雪溝や消流雪用水の利用促進」に記載のとおり、消流雪用水施設(東光川工区)の協議を進めており、本年度から北海道で整備工事を開始する予定です。
			P14	流雪溝の閉塞を起こさないよう留意した上手な機械投雪を実現できないか。	雪対策課 土木事業所	中央地区流雪溝については、安全性と適切な運用を確保するため、機械投雪の禁止や同時利用投雪口の規制、混雑時間帯のローテーション利用など、管理運営協議会で投雪ルールなどを定めています。限られた水量で運用する状況下では、機械投雪は難しいと考えています。
1-6	暴風雪や豪雪への備え	(1) 豪雪時除雪体制の構築	P17	災害級・緊急時はトラック協会との協定は結ばれていると聞いているが、旭川市主導で行う事のできる体制が必要である。	雪対策課 土木事業所	トラック協会との協定の状況については、当市で把握していないため、情報収集していきたいと考えています。
		(3) 市民や関係機関との情報共有体制の構築	P18	雪堆積場のような連携協定に基づいた3官庁(国、道、市)の連携を更に強化させるべき。	雪対策課 土木事業所	17ページの「平時からの関係機関との連携」に記載のとおり、「雪害時における国・道・市の連携強化」に取り組んでいく考えです。
2-1	地域総合除雪体制の充実	(1) 地域総合除雪体制の推進	P20	9地区から4地区統合に伴い地区連絡協議会の再編も検討すべき。	雪対策課 土木事業所	令和3年度に除雪業務の発注形態を4地区に統合する際に、9地区の除雪連絡協議会の構成を再編しています。除雪連絡協議会を4地区に統合することについては、现阶段では考えていませんが、地域の意見も伺いながら、必要に応じて検討を行う考えです。
2-3	除雪マナーの向上	(1) 戦略的な広報活動の推進	P25	除排雪シーズン前に集中しての情報発信と、シーズン中の広報車での発信を行う。	雪対策課 土木事業所	24ページの「情報共有体制の構築」に記載のとおり「データ放送やホームページ、SNSによる情報発信」に取り組んでいく考えです。広報車での発信については、今後、費用対効果など検討していきたいと考えています。
		(3) 警察と連携した道路への雪出しや路上駐車のパトロールによる指導	P25	条例の制定に伴いパトロールによる状況確認が必須だと思われるので、行政・除雪企業・地域・警察等が連携したパトロールの仕組みを作るべき	雪対策課 土木管理課 土木事業所	25ページの「警察と連携したパトロール強化」に記載のとおり「警察と連携したパトロール強化の継続と連携手法の検討」に取り組んでいく考えです。条例制定後の取組方法については、各道路管理者と交通管理者との協議を進めていく考えです。

番号	施策の展開	取組項目	意見・質問内容		担当課	回答案(市の考え方)
3-2	除雪の担い手不足の解消	(2) 自助・共助の機能強化	P30	広告や市民広報、SNS等を利用した除雪作業の需要と供給の情報提供を行い除雪弱者への支援を行う仕組みをつくる(ボランティア活動だけではなく有料も検討)	福祉保険課 長寿社会課	除雪弱者への支援については、現在、有償ボランティアによる「福祉除雪サービス」のしくみを整えておりますが、そのための情報提供については、御意見も参考にしながら拡充に努めていきます。
		(3) ボランティア育成の推進	P30	除雪ボランティア参加者への特典として冬期間利用施設(カムイスキーリンクス・冬まつり)などの施設利用券を発行する。	福祉保険課 長寿社会課	今後の取組の参考とします。
3-3	除雪弱者への支援制度の推進	(1) 除雪弱者への支援制度の推進	P32	民間事業者を登録制にして、住宅前除雪にも屋根の雪下しと同じく助成金活用が出来るようにしたらどうか。	長寿社会課 障害福祉課	住宅前除雪については、屋根雪と異なり、一定の降雪があったときに居住者の意思とは関係なく除雪の必要が生じることから、高齢者等除雪支援事業による支援のしくみを整えています。現在は町内会が支援者の主体となっていますが、今後は民間事業者も含めて支援者の拡充に努めていきます。
4-3	雪に強いまちづくり	(1) 雪に強い住環境の整備	P38	空き家対策は倒壊、落雪の他、ゴミの飛散・火災の危険があるので、通年を通しての広報が必要である。	建築指導課	空き家の適正な管理については、市のホームページで周知しているほか、周辺の住環境に悪影響を及ぼしている空き家の所有者には、必要に応じた助言・指導等を行っています。